

鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある農業者等が行う創意工夫を生かした取り組みについての計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、元気な農業者等を育成し、もって本市における農業の振興、活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

3 補助対象経費が工事請負費及び委託料の場合は、県内事業者が施工及び実施したもの限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

4 補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(補助金の返還等)

第11条 過去に本補助金の正規雇用支援に基づき補助金の交付を受けた補助事業者は、対象事業に係る雇用者が最初の支援事業実施年度から5年以内に退職した場合は、速やかに様式第4号により市長に報告しなければならない。この場合においては、正規雇用支援に係る補助基準額を上限に、規則第13条第1項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第14条第1項により本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ、退職した日の翌日から起算して2か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合

ア 独立就農、他の法人等での就業、雇用者(研修生)本人の死去・疾病等、雇用者(研修生)の自己都合による退職

イ 労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合

(2) 天災等、雇用主の責めに帰さないやむを得ない事情により雇用の継続が困難になったと認められる場合

(3) その他市長が特に認めた場合

(収益納付)

- 第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(利用状況等の報告)

- 第13条 補助事業者は、プランに掲げた目標の達成状況、補助対象事業により導入した機械等の利用状況等を県要領別記様式2によって市長が別に定めるところにより報告するものとする。
- 2 前項の報告は、県要領に基づき認定された期間の最終日の属する年度の翌年度まで行うものとする。ただし、当該認定に係る目標に対する実績が7割に満たない場合は、補助対象事業により導入した機械等の耐用年数まで報告の期間を延長するものとする。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。
(鳥取市チャレンジプラン支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 鳥取市チャレンジプラン支援事業補助金交付要綱(平成22年5月7日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行し、施行日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費 (上限)	4 補助率	5 補助上限額	6 その他
(1) 基本支援	がんばる農家プラン実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）2の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので6の（2）に基づいて認定されたプラン（以下「認定プラン」という。）において県が支援すべきものと位置づけた事業（以下「支援事業」という。）を実施する者	認定プランに沿って行う、農業分野（特用林産物を含む。）畜産分野（養豚又は養鶏）及び耕畜連携関する機械施設整備等に要する経費とする。 ただし、土地基盤の整備に関するもの及び新たな有機JAS認定を取得又は有機JAS既認定事業者が認定を維持することに関するものは対象外とする。 〔個人の農業者 9,000千円 任意組織（構成員が10名以下、規約を有する組織）、農業を営む法人 21,000千円〕	1／2	個人の農業者 4,500千円 任意組織（構成員が10名以下であって、規約を有する組織）、農業を営む法人 10,500千円	ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
(2) 追加支援	要領2の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので認定プランにおいて支援事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱（（令和4年度制定予定）鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。）別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の事業を行う者	国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。 〔個人の農業者 4,500千円 任意組織（構成員が10名以下、規約を有する組織）、農業を営む法人 10,500千円〕	10／10		

様式第1号（第6条関係）

年度鳥取市ががんばる農家プラン事業計画書

1 プラン名

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計	円	

※種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、
下段に仕様を括弧書きで記載すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備考
		市補助金	事業主体	
	円	円	円	
合 計				

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費
事業主体					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

7 事業完了予定年月日

8 県内事業者への発注（工事請負費及び委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

9 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（○月○日）・対象施設を導入しない）
※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

10 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 （ 有 ・ 無 ）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、該当補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（整備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

11 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

1 2 融資担保の有無（有 ・ 無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

1 3 添付資料等

- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。（農業を営む法人、任意組織の場合）
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。
選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分る資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料。
- (6) プラン認定通知書の写し
- (7) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書類の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告（様式第3号）時は省略可とする。

別紙 1

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

年度鳥取市ががんばる農家プラン事業報告書

- 1 プラン名
- 2 事業実施主体名
- 3 事業実施方針

4 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計	円	

- (1) 種目・項目欄には、上段に本事業により導入した機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様・形式を括弧書きで記載すること。
- (2) 様式第1号（第6条関係）において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあって、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙2に改めて融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備考
		市補助金	事業主体	
	円	円	円	
合 計				

6 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費
事業主体					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

7 事業完了年月日

8 添付書類

- (1) 事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）

別紙 2

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金について、鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

鳥取市長 様

職氏名

雇用者（研修生）退職届出書

〇〇〇〇（雇用者（研修生）氏名）については、下記のとおり退職することになりましたので、鳥取市ががんばる農家プラン事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 1 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

また、雇用者（研修生）の退職理由についての調査には誠意をもって協力します。

記

- 1 採用日 年 月 日
- 2 退職日 年 月 日
- 3 退職の理由と今後の対応

退職理由		2ヶ月以内の職員補充	採用（予定）日	補助金返還	該当欄に○をつける
雇用者（研修生）都合		有	年 月 日	不要	
		無		必要	
雇用主 都合 (解雇)	雇用主の責めに帰さないもの	有	年 月 日	不要	
		無		必要	
	雇用主の責めに帰すべきもの	有	年 月 日	必要	
		無		必要	

※「2ヶ月以内の職員補充」とは、研修生が退職した翌日から起算した2ヶ月以内とする。

※補助金の返還額は、要綱第5条第2項の規定に基づき交付を受けた別表2の第1欄に掲げる補助対象事業の同表の第3欄に掲げる補助基準額が上限となります。

退職の具体的な理由